

## 札幌市立大学教員の懲戒処分について

本学において、デザイン学部の教員が、学術誌等に掲載されていない自身の論文を掲載されていたものとして、本学ホームページ等で虚偽の公表をしていたことが判明しました。つきましては、同教員に対する懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

### 1 被処分者および処分内容

札幌市立大学デザイン学部 教員 男性 60歳代  
けん責（戒告相当）

### 2 処分日

2019年4月25日（木）

### 3 処分事案について

#### (1) 概要

2017年8月、被処分者から研究科長に対し、本学の採用時に研究活動実績として応募書類に添付していた論文A（英文原稿）について、学術誌等に掲載されていないことが判明した旨の報告があった。

しかし、その後も、被処分者は、論文Aを学術誌等に掲載されたものとして、自身の研究業績として2018年3月まで本学ホームページに掲載し続けた。

また、2018年2月、被処分者から本学事務局に対し、論文A同様に採用時に添付していた論文B（英文原稿）についても、国際的な学術誌等に掲載されていないことが判明した旨の報告があった。

しかし、その後も、被処分者は、論文Bを学術誌等に掲載されたものとして、被処分者が管理し、自身の研究業績を掲載するホームページへのリンクを本学ホームページに掲載する等、2019年3月まで閲覧できる状態にしていた。

この行為は、本学の信用を傷つけるものであり、本学教員として不適切である。

#### (2) 発覚の経緯

- ・2017年4月：被処分者採用
- ・2017年8月：被処分者から研究科長に、論文A（英文原稿）が学術誌等に掲載されていないことが判明した旨の報告があった
- ・2018年2月：被処分者から本学事務局に、論文B（英文原稿）についても学術誌等に掲載されていないことが判明した旨の報告があった
- ・2018年3月：本学監事（弁護士）による「臨時監事監査」を実施
- ・2019年1月：同監事から、被処分者が論文A・B（英文原稿）に関して上記報告以降も、自身の研究業績として本学ホームページ等に掲載し続けている

ことは極めて遺憾である旨の報告があった。なお、論文A・B（英文原稿）を応募書類に添付し、研究活動実績として提出したことについては、故意との認定をするには至らない旨の報告があった。

#### 4 再発防止策

ホームページ等に不適切な業績が掲載されないことがないよう、教育研究業績の審査・精査を継続的に行う。

#### 5 その他

本事案に伴う札幌市立大学学生の学修等への影響はありません。

2019年4月25日

公立大学法人札幌市立大学

理事長 中 島 秀 之